

2020年12月10日

国家知識産権局 御中

一般社団法人電子情報技術産業協会  
法務・知的財産運営委員会

「専利審査指南の改正草案（第二次意見募集稿）」に対する意見

我々電子情報産業技術協会（JEITA）は、素材から電子部品や半導体、また、民生電子製品から産業システム機器、さらには、IT製品からソリューションサービス等を含む日本の代表的な電子情報産業の業界団体です。約400社の会員企業の事業は広くグローバルに展開されており、事業規模は日本国内約14兆円、海外約26兆円に及びます。

当協会は、専利審査指南の改正草案（第二次意見募集稿）が、慎重かつ十分に議論され、適切に整備されることを願い、以下のとおり、意見を述べさせていただきます。

意見項目	修正提案	修正理由
第一部 第三章 4.3 簡単な説明	下記下線部分の追加を要望する。  「(2) 意匠に係わる製品の用途。簡単な説明において、製品の区分確定につながるような用途を明記するものとする。 <u>非汎用部品</u> については、通常、その応用される製品を明記するものとし、必要に応じてその応用される製品の用途を明記する。 <u>汎用部品</u> については、汎用部品である旨を明記する。」	草案は、汎用部品か非汎用部品かに関らず、応用される製品やその用途を明記しなければならないと読み取れる。  汎用部品について、通常、その用いる物品を明記しなくてもその保護範囲を特定することができるため、汎用部品の場合は汎用部品である旨を明記すればよいことを明確にしていきたい。
第四部 第三章 4.4.1 書類の転送	「回答期限の指定が必要な場合は、当該回答期限を通常は1ヶ月に指定する。状況が比較的単純な場合は、より短い期限を示すこともできる。」  と規定されているが、在外者に対して、回答期限に更なる猶予をいただきたい。  また、期限の短縮について、どんな場合にどの程度短縮されるか、示していきたい。	内国民待遇の観点から、期限について国際的なハーモナイズを図っていただきたい。  【参考情報】 日本の審判便覧 25-01.2 2. (1) (2) (4) において、在外者に対しては以下の通り回答期間に猶予を与えることとなっている。 権利者の最初の回答期限：+30日 権利者の2回目以降の回答期限：+20日 無効審判請求人の回答期限：+20日
第四部 第三章 4.4.3 無効宣告請求審査通	「当該指定期限を通常は1ヶ月であり、状況が比較的単純な場合は、より短い期限を示すこともできる。」  と規定されているが、在外者に対して、回答期限に更なる猶予をいただきたい。	内国民待遇の観点から、期限について国際的なハーモナイズを図っていただきたい。  【参考情報】 日本の審判便覧 25-01.2 2. (6) において、在外者に対しては以下の通り回

知書	また、期限の短縮について、どんな場合にどの程度短縮されるか、示していただきたい。	答期間に猶予を与えることとなっている。 審尋に対する回答期限：+10日
<p>第四部 第五章 6. 専 利 法 第 23 条 2 項に 基づく審 査</p>	<p>本規定の最後に追加された「組み合わせに用いることのできる現有設計の特徴は、物理的又は視覚的に自然に区別できる設計であり、相対的に独立した視覚効果があるべきである。随意に区別される点、線及び面は、組み合わせに用いることのできる現有設計の特徴に属さない。」の部分において、「組み合わせに用いることのできる現有設計の特徴は、物理的又は視覚的に自然に区別できる設計」とされているが、「視覚的に自然に区別できる設計」の意味する内容が、審査指南の記載だけでは不明瞭である。視覚的に区別できる意匠の例及び区別できない意匠の例について、事例を挙げて補足説明いただきたい。</p>	<p>専利権を付与する意匠については、現有設計又は現有設計の特徴の組み合わせと比べて明らかな相違があることが必要であるとして、審査の組み合わせに用いることのできる現有設計の特徴について規定されようとしている。</p> <p>しかし、意匠においては、文章による説明では把握が難しいので、事例を用いた説明をすべきである。</p> <p>例えば、色彩・模様・光沢・素材等が周囲と異なる領域がある場合、当該領域を「視覚的に自然に区別できる設計」と認定できるか否か、といった事例があると、定義を理解する上で好ましい。</p>

(以上)